

福井敦賀区域都市開発区域建設計画

平成18年7月

福 井 県

目 次

| | |
|-----------------------------|-----|
| 1. 計画の性格..... | 1 |
| 2. 計画の対象区域..... | 1 |
| 3. 計画の期間..... | 1 |
| 4. 計画の基本的方向..... | 1 |
| 5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項..... | 4 |
| 6. 産業の業種、規模等に関する事項..... | 5 |
| 7. 土地の利用に関する事項..... | 7 |
| 8. 施設の整備に関する事項..... | 8 |
| 9. 環境の保全に関する事項..... | 1 2 |
| 10. 防災対策等に関する事項..... | 1 4 |

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成したものであって、福井敦賀区域都市開発区域の整備および開発に関し、その基本的な方向および施設の整備について大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

この計画は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した福井敦賀区域を対象とする。

関係市町名は、次のとおりとする。(ただし、保全区域を除く。)

福井市(一部)、敦賀市、鯖江市、あわら市、越前市(一部)、坂井市(一部)
吉田郡永平寺町(一部)、南条郡南越前町(一部)、丹生郡越前町(一部)

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画の基本的方向

本県は、県民の平均寿命が、男女ともに全国第2位という健康長寿県である。

この「健康長寿」を本県の基本ブランドに位置づけ、全国にアピールするとともに、健康長寿の実力をさらに磨き、魅力を高めていくことを県政のテーマの一つとして取り組んでいる。

また、我が国では、出生率の低下などを要因とする人口構造の変化が、人口減少というこれまでに経験したことのない社会を現実のものにしつつある。既に本県では、1999年をピークに人口減少局面に転じており、労働力人口の減少や社会給付の増大などにより、様々な社会経済システムに大きな影響を及ぼすことが懸念されている。少子化対策など急激な人口減少を抑える努力や労働生

産性の向上などに早急に取り組むことが必要不可欠である。

さらに、グローバル社会や、情報社会が到来し、経済が地球規模で展開する時代においては、積極的に外に向かって発信し、交流していくことも必要である。

このような観点から、本県では、県民が誇りを持てるふるさとづくりを進めるため、「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンを掲げた「福井元気宣言」の実現に向け、全力で取り組んでいるところであり、福井の持つ潜在力を最大限に活かし、豊かな社会を実現していくための指針として、本計画を作成した。

本区域は、コシヒカリ、イクヒカリなど全国屈指の良質米の産地である。また、繊維産業に代表される地場産業が発達しているとともに、テクノポート福井（福井臨海工業地帯）がある。

また、区域を縦貫するJR北陸線、一般国道8号、北陸自動車道等の交通幹線に沿って、福井市、鯖江市、越前市が連たし、北陸トンネルを境にした南側にJR小浜線、湖西線、一般国道27号と接続する交通要衝の地敦賀市が位置し、ここには、対岸貿易の日本海側の拠点港である敦賀港があるなど、本区域の交通輸送条件は極めて優れている。

今後、北陸新幹線の整備、ならびに近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）、中部縦貫自動車道および地域高規格道路の建設等の高速交通体系の整備をはじめ、一般国道や港湾の整備、敦賀までのJR直流化等の嶺南地域における鉄道網の整備等総合的な交通体系の整備を行う。

なお、県都福井市の中心部の整備は、福井市のみならず、21世紀の県勢発展にとって極めて重要な役割を果たす大プロジェクトであり、福井市とともに、県民が夢と誇りを持てる県都にふさわしい都市空間を整備する。

さらに、近畿圏、中部圏、北陸圏のいずれにも属しているという本県の地理的特性を活かした、環日本海地域、アジア地域との経済交流をはじめとした文化、スポーツ、教育、技術など多彩な分野での交流の積極的推進とともに、地域資源と結びついた特色ある地域づくりやこれを核とした他地域との交流、連携を推進する。

さて、平成16年工業統計によると、本県産業の総出荷額に占める割合は、電子・デバイス（16.3%）化学（13.3%）に次いで繊維（10.6%）の順であるが、かつて石川県と並び合繊維物の一大産地を形成し本県産業を牽引してきた繊維産業は、中国等の生産能力拡大に伴う競争力低下により、その構成比は年々低下傾向にある。

また、生産額自体は約500億円とさほど多くないが、眼鏡枠は全国の9割強が鯖江市を中心に生産されている。平成17年は、この地で眼鏡枠が明治38年

に初めて生産されて以来、100年目となる記念の年であるが、やはり中国等の廉価な製品の輸入拡大と海外市場での競争激化により、生産は伸び悩み傾向にある。

こうした中で、繊維は非衣料向けの産業資材（自動車用シート地、ディスプレイ用電磁波シールド材など）や新素材（炭素繊維など）開発に注力しているほか、眼鏡枠では産地ブランド（The291）を立ち上げて販路開拓等に取り組んでいる。

また、農業についても、WTO農業交渉や米政策改革といった大きな変革のときを迎えている。そのため、夢のある農林水産業を目指すため、企業的な水田農業の拡大、農業産出額の戦略的拡大、地産地消の拡大、法人経営体の参入促進、団塊の世代・定年者への働きかけといった観点で、農林水産業の活性化を加速させる。

林業については、木材価格の低迷、従事者の高齢化など、非常に厳しい状況に置かれている。このため、林業生産体制を整備するとともに、県産材の利用率の拡大に努めるほか、森林、林業を支える山村の活性化を図る。また、平成21年開催予定の「第60回全国植樹祭」に向け、福井の自然と文化を見つめ直し、県民がいろいろなことを考え、行動することに結びついていく植樹祭となるよう進めていく。

水産業については、漁獲量の減少、海外からの安価な水産物の流入、消費者の魚離れなど、厳しい状況にある中で、多様性に富んだ本県漁場を活用して漁業生産の増大を図るため、今後も継続して「つくり育てる漁業」を推進する。

また、工業では、高付加価値化を進めるために、産学官連携を強化し、先端的なものづくり技術の開発、付加価値の高い新製品の開発・販売への支援・強化を図る。さらに、新規創業支援、産業支援センターの運営体制の充実、ビジネススクールの開設、東アジア市場の開拓、先端産業の誘致等により、元気な産業の育成を支援する。

また、高度情報通信ネットワーク社会における企業活動の活発な展開のために、ブロードバンドの普及を促進し、産業の活性化を図る。

さらに、本県の優れた地域資源を組み合わせ、ビジネス化を図る地域ブランド創造活動の推進、本県への観光誘客の促進を図る「ビジットふくい」の推進により、県民が誇りと自信を持てる地域づくりを進める。

また、社会的に助けが必要な人たちに光が当たる「一人ひとりの命が輝く福祉」の実現、災害等に強い県土づくり、犯罪発生件数の抑止などの治安の回復、テロ対策の強化など安全・安心な県民生活の実現を図る。

電力については、敦賀市を含む嶺南地域に、原子力発電所や火力発電所が立地し、多くの電力を供給している。また、原子力発電所の立地により、エネル

ギー関連技術やこれを支える人材が集積している。原子力発電は、重要な産業であるが、地域の活性化や安全・安心の確保が不可欠である。そのため、平成17年3月に策定した「エネルギー研究開発拠点化計画」に基づき、「安全安心の確保」、「研究開発機能の強化」、「人材の育成・交流」、「産業の創出・育成」等の取組みを通じ、原子力が地域の発展に貢献することによって、県民の信頼に繋がる様々な施策を展開し、本県がエネルギーの総合的な研究開発拠点地域となるよう努めていく。

この計画の実施に当たっては、財政状況等との調整を図りつつ弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換および既得水利権の変更を要するものについてはこれらと十分調整を図る。

また、区域内市町の自主的努力の方向を尊重する。さらに、「持続可能な循環型社会」や「資源循環型の社会経済システム」への転換を図るため、環境保全を推進するとともに、文化財の保護をはじめ、農林地等の保全、治山治水、エネルギーの安定確保と省エネルギー化および安全・安心の確保について適切な考慮を払う。

5. 人口の規模および労働力の需給に関する事項

(1) 本区域の人口総数は、平成12年からの5年間で約2千人増加した。今後は、全国的な少子化傾向の中で、定住人口の増加は見込めないが、社会経済情勢の変化に的確に対応した魅力ある就業機会の確保や快適な社会基盤の整備により、若者や他県からの定住促進を図り、人口減少を最小に抑制することで、平成22年には、平成17年より4百人減少の625千人で推移すると見込まれる。

(2) 年齢階層別人口をみると、平成17年の年少人口94千人、生産年齢人口400千人、老年人口131千人から、平成22年には、年少人口91千人、生産年齢人口389千人、老年人口145千人になるものと見込まれる。

(3) 労働力の需給については、少子・高齢化が進行し、団塊の世代が定年期を迎え、フリーターやニートが増加している中で、労働力不足や団塊の世代が持つ技術の継承等への対応が求められている。また、産業の高付加価値化や新産業の創出を支える高度かつ創造的能力を有する人材の確保が重要になっている。

このため、定年延長、再雇用制度などにより高齢者の技能や経験を活用

する場を提供するとともに、U、J、Iターン就職を促進し豊富な技能や経験を有する人材を県外から本県に呼び込む。また、ふくいジョブカフェを活用し若年者の就職対策を充実させる。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

本区域は、人口および産業等の集積が高く、地域経済の発展と地域住民の生活の向上に大きな役割を果たしてきたが、今後とも、生活基盤、産業基盤の整備を図ることによって、一層の発展が期待される。

イ 新産業の創出に向けて、平成16年に策定した「最先端技術のメッカづくり基本指針」に基づき、現在本県内に有している先端マテリアル創成・加工技術や原子力関連技術などの5技術分野の技術開発をさらに推進し、次世代自動車部品や分散型発電・携帯エネルギーなど新たな4市場分野の産業クラスターを形成していく。

特に、次世代自動車部品については、本県主要産業である繊維、機械金属産業等において、自動車関連部品等の製造事業者が多く、自動車関連産業の製造品出荷額等も県全体の約7～10%を占めることから、県外大手自動車関連企業等との広域ネットワークを形成し、情報の収拾・発信を行うとともに、技術開発や市場開拓を促進していく。

ロ 農業については、本区域の米算出額は、県全体の約65%を占めている。米政策改革により産地間競争が激しくなる中で、企業的経営感覚に優れた経営体を緊急に育成するとともに、水田農業の省力・低コスト化を推進するため、ほ場の大区画化や水田の汎用化および九頭竜川下流地区等における用水のパイプライン化、基幹農道の整備等を進めていくが、農家、地域住民の意向を踏まえ、環境に配慮した計画づくりを行っていく。また、快適でふれあいのある農村づくりを進めるため、農村型CATVや集落排水施設、交流人口の増大を図るための交流拠点施設の整備を進める。

林業については、木を使う流れを太くすることを重点に、県産材の活用および森づくりを推進するため、経営基盤の強化、林道等の重点的な整備など、林業生産体制を整備するとともに、林業従事者の確保、育成や木材加工、流通施設の近代化、公共施設等への利用による県産材の需要の拡大に努める。また、「木を植え、育て、使う」という取組みを県民全体の運動として進めるとともに、森林の有する多面的な機能を踏まえ、目的に応じた森林整備の方向を明確にするとともに、県民に親しまれる森林づくりや県民による支援体制の整備を促進する。さらに、生活環境施設の整備や都

市との交流の促進等により、森林、林業を支える山村の活性化を図る。

水産業については、「もうかる海づくり」を展開し、収益性の高い漁業の実現に取り組むため、主要水産資源の管理体制の確立や沿岸海域の高度利用、漁場の保全、つくり育てる漁場の強力な推進、拠点漁港の重点的な整備など行う。また、漁業経営の基盤の強化に向け、経営の多角化や販売力の強化、系統組織の基盤の強化などへの対応が必要になるとともに、魅力ある漁村環境の整備や内水面漁業の振興を図る。

ハ 工業については、本区域の製造品出荷額は、県全体の約 80%を占めており、合成繊維を主体とする繊維のほか、機械、化学等の工業が発達している。地域別にみると、福井市、坂井市、あわら市を中心に、繊維、機械、化学等の工業が、鯖江市、越前市を中心に、電気機械、眼鏡および繊維等の工業ならびに漆器、和紙、陶芸および打刃物の伝統工芸品産業が、敦賀市を中心に、化学、窯業・土石製品、電子、水産加工等の工業が発達している。

その中で、繊維や眼鏡などの地場産業で有している比較優位技術を活かし、「最先端技術のメッカづくり基本指針」に基づき、県内産学官が一体となって研究開発を推進することにより、新たな産業クラスターを形成し、「最先端技術のメッカ」の実現を目指す。

また、繊維産業については、「自立化の強化」、「グローバルマーケットの開拓」、「非衣料分野への展開」、「技術開発の推進」、「人材の育成」を一層進め、繊維の総合産地としての福井再生を確固としたものにしていく。

さらに、眼鏡産業では、品質・デザイン力の向上、新素材加工技術の開発等をさらに推し進めるとともに、産業のさらなる振興に向けた人材育成や、消費者ニーズに対応すべく「市場発想のモノづくり」の強化に取り組んでいく。

また、越前漆器等の伝統工芸品については、観光土産品の開発や県内伝統工芸品の共同販売など他業種や産地同士の連携を強化し、魅力ある産地への展開を図る。

ニ 本県サービス産業については、従業者不足、低調な新規開業および情報関連ビジネスなど知的サービス業（対事業所向けサービス）の不足等の課題があり、新規創業支援をはじめとした活性化策の充実強化や対事業所向けサービスの振興が必要とされている。また、女性就業率が高いことを活かした健康介護子育て等の対個人向けサービスの振興も重要とされている。

そのため、情報関連ビジネスなど7つの重点支援ビジネスおよび他産業のサービス分野への展開の支援を中心に、「創業、新事業展開支援」、「人材の育成確保」、「販路拡大」、「産学官連携の推進」、「資金調達の円滑化」の観

点から積極的に支援するとともに、「地域助け合いビジネスの振興」に向けた支援策を展開していく。

また、北陸新幹線の開通やまちづくり三法の改正を見据えながら中心市街地の活性化など市町村と一体となって商業振興を推進していく。

さらに、観光についても、「ビジット“ふくい”推進計画」に基づき、他の観光地にはない魅力づくりを推進するため、意欲と明確なビジョンを持つ観光地を地元自治体とともに重点的に支援し、その効果を県内に波及させていくなど、本県の観光振興に力を入れていく。

7. 土地の利用に関する事項

県土の利用は、県土が現在および将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活および生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとする。

今後の県土利用に当たっては、農用地、森林、宅地等の利用区分ごとの土地需要の量的調整を行うとともに、「安全で安心できる県土利用」、「自然と共生する持続可能な県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」といった観点を基本として県土利用の質的向上を図るものとする。

まちづくり三法の改正を見据えながらコンパクトでまとまりのある市街地を形成するため、福井市をはじめとする市部については、中心市街地の活性化を図るとともに、オープンスペースの確保等災害に対する安全性を高め、土地区画整理事業や高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを推進するなど、既成市街地の計画的な再整備を進める。

特に、敦賀市については、JR線の鉄道快速化を契機に、交流人口の増加が見込まれることから、その受け皿として魅力ある観光やまちづくりを進める。

市部郊外および周辺市町村の市街化を図るべき区域においては、スプロール化を抑制しつつ、地域の実情に応じ、道路、下水道、公園緑地等の都市施設を計画的に配置し、良好で快適な環境の形成を進める。

近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）などの高速交通体系や環日本海交流の拠点である敦賀港の整備に伴い、予想される地域開発については、調和の取れた開発への誘導に努め、良好な自然環境の保全を図るとともに、豊富な自然や歴史資源、文化とふれあうことのできる観光、交流拠点や物流ネットワー

クの整備に配慮した土地利用を推進する。

農村部については、優良農用地を確保するとともに、生産性の向上に重点を置いて、ほ場の効率的利用や大区画化など生産基盤の整備を推進する。

また、経営農地の規模拡大と集団化を図るため、認定農業者や農業生産法人といった優れた経営体への農用地の集積を促進する。

8. 施設の整備に関する事項

本区域において、計画の基本的方向に基づき自然環境、生活環境、生産環境の調和のとれた魅力ある定住環境の形成を図るため、施設の整備を進める。

その計画の大綱は、次のとおりである。

(1) 宅 地

人口は減少するものの世帯数の増加等に対処するとともに、合理的な土地利用を確保するため市街地の防災性の向上、公害の防止、自然環境の保全および農林地の保全に配慮しつつ計画的な宅地開発事業を実施し、良好な住宅用地、工場用地を確保する。

イ 住宅用地

本区域における住宅需要の増大に対処するため、北部第七、森田北東部（以上福井市）等において計画的に土地区画整理事業を推進する。また、雪に強い良質な住環境を備えた新規団地の開発、建設の促進を図る。

ロ 工場用地

自然や生活環境と調和した工場用地の確保を図るため、工場の立地動向を勘案しつつ、テクノポート福井（福井臨海工業地帯）の環境基盤整備や、産業団地等における工場用地の造成を推進する。

(2) 交通施設

環日本海交流圏の形成や他の圏域との広域的な交流を促進するとともに、地域の連携を促す交流ネットワークの構築を進めるため、道路、鉄道、港湾等がそれぞれの機能を適切に分担し合うよう総合的、体系的に交通施設の整備を図る。

なお、交通施設の整備に当たっては、環境の保全に配慮するものとする。

イ 道 路

高規格幹線道路である近畿自動車道敦賀線（舞鶴若狭自動車道）および中部縦貫自動車道については、本区域と近畿圏、中部圏との交流促進や災

害時の代替迂回ルート機能を有する極めて重要な路線であり、早期整備を図る。

さらに、地域高規格道路である福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等を整備していくとともに、国道 8 号、27 号、305 号、416 号など本区域と隣接県を結ぶ広域連携に欠かせない路線については、4 車線化、バイパス整備、拡幅整備を促進する。

また、次のとおり主要な幹線道路および街路の整備を推進する。

| | |
|-------|--|
| 一般国道 | 8 号、27 号、161 号、305 号、416 号、417 号、476 号 |
| 主要地方道 | 福井加賀線、丸岡川西線、武生米ノ線、佐田竹波敦賀線 |
| 一般県道 | 舟橋松岡線、福井森田丸岡線、福井鯖江線、寺武生線 |
| 街 路 | 福井縦貫線、戸谷片屋線 |

福井市周辺の通勤時間帯の渋滞や、若狭湾から越前海岸地域の観光客および夏季の海水浴客の集中による混雑などを解消するため、バイパスや拡幅等の体系的道路ネットワークの整備等により渋滞対策を推進する。

さらに、河川や鉄道による地域分断を解消するため、橋梁整備や連続立体交差事業の推進により市街地の一体化、交流促進を図るとともに、広幅員歩道の整備や植樹帯の設置を進め、ゆとりとうるおいのある道路空間を創出する。一方で、電線類の地中化を推進して、道路空間の有効利用に資する。

また、日常生活に密着した市町村道の整備を進めるとともに、安全性の確保を図るための立体交差化、歩車道の分離、交通安全施設等の整備を推進する。

ロ 鉄軌道

北陸と首都圏および近畿圏を結び、東海道新幹線の代替補完機能を有し、地域を活性化させる重要な社会基盤である北陸新幹線については、平成 16 年の政府・与党申合せに基づき、所要の事業を進めるとともに、早期の全線整備に向けた取組みを推進する。

また、嶺南地域における鉄道網の整備については、平成 15 年に電化された J R 小浜線の利用を促進するとともに、J R 敦賀・長浜間、近江塩津・永原間の直流化の早期完成を目指し、中部圏・近畿圏とのアクセス向上を図る。

福井鉄道、えちぜん鉄道については、安全性の向上やサービス向上に向けて近代化設備整備事業を推進する。

ハ 港 湾

特定地域振興重要港湾の福井港については、平成 17 年 4 月 1 日に関税法上の開港および無線検疫対象指定を受けた。今後も、テクノポート福井（福

井臨海工業地帯)を支える物流基盤、嶺北地域等を後背圏とする流通拠点として更なる活性化を図るため、個性と魅力ある「みなとづくり」を目指す。また、港湾貨物の増大に向けた産業振興、歴史を活かしたまちづくり等の施策により、福井港の整備、振興を図る。

重要港湾敦賀港については、関西・中京圏を背後に控え、対岸貿易および内貿流通の日本海側の拠点として、また嶺南地域の生産活動の拠点として、新港地区において多目的国際ターミナルの整備、本港地区において緑地等の再開発事業を推進する。

ニ 空 港

福井空港については、防災・災害対策用の拠点空港としての検討を進める。

(3) 公園・緑地等

公園緑地については、高齢化社会の進展、災害時の避難地および救援活動の拠点確保や、余暇時間の増大等に伴う野外レクリエーションニーズに対応するため、自然環境の保全に配慮し、丹南地域総合公園(越前市)、福井市総合運動公園(福井市)、霞ヶ城公園(坂井市)等の都市公園の整備を推進する。

(4) 供給施設および処理施設

生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに、環境衛生の向上および公共用水域の水質の保全に資するため、次のとおり供給処理施設の整備を推進する。

イ 水 道

日野川地区において水道用水供給事業を推進する。

ロ 工業用水道

日野川地区において工業用水道の整備に努める。

ハ 下水道

公共用水域の水質保全、生活環境の改善に資するため、処理施設および排水施設を整備する。このため、九頭竜川流域下水道事業および関連公共下水道、福井市等における単独公共下水道事業等を推進する。

ニ 廃棄物処理施設

環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築するため、ごみの減量化、再資源化を目指した廃棄物処理施設を整備する。また公共下水道の整備を勘案しつつ、し尿処理施設の整備を図るとともに、生活排水の重要性に鑑み、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽等の整備を図る。

(5) 河川、水路、海岸、治山、治水、砂防等

災害を防止し、住民生活の安全を確保するとともに、河川環境の保全に資するため、足羽川、荒川、竹田川、底喰川等の整備を推進する。

また、本区域の水害防除、水資源開発、土砂災害の防止等を推進するため、足羽川ダムの促進および日野川流域水資源総合開発事業の推進に努め、併せて九頭竜川水系、笙の川水系等の治山・治水、砂防および地すべり対策事業を積極的に推進する。

さらに、浜住海岸において浸食のための海岸局部改良事業を推進する。また、敦賀港海岸において浸食対策および海岸環境整備を推進する。

(6) 住宅等

住宅政策については、市場重視・ストック重視、住宅セーフティネットの機能向上を通じ、豊かな住生活の実現を図る。

また、地域特性を踏まえて、中心市街地の居住再生や歴史・文化・自然環境を活かした住環境整備など地域特性に応じた住まい・まちづくりを推進する。

併せて、耐震化・バリアフリー化・省エネルギー化など良質な住宅ストックの形成を図る。

(7) 教育文化施設等

小・中・高等学校および特殊教育諸学校においては、新增改築や耐震化を促進するとともに、校内LANの整備など情報教育を実践するための設備の充実を図る。

また、県立大学においては、教育・研究活動の活性化を図り、地域社会に貢献し、県民により魅力ある大学とするため、大学経営の視点を導入し、自主的・自立的に大学運営を行えるよう公立大学法人化の準備を進める。

さらに、生涯学習の中核施設である県立図書館の利用サービスの向上、博物館や体育施設等の社会教育施設の改修等を図るとともに生涯学習情報や文化情報を提供するシステムの充実に努める。

(8) その他の施設

イ 情報通信施設

大容量・双方向性といった特性を有し、地域に根ざした情報通信基盤として期待されるケーブルテレビについては、本区域内の未整備エリアの解消に努めるとともに、福井情報スーパーハイウェイを利用したケーブルテ

レビのネットワーク化を推進する。

また、電気通信事業者の協力を得ながら、移動通信用鉄塔施設の整備を進め、携帯電話などの移動通信サービスの不感地域の解消に努める。

さらに、県民の生活利便性向上や安全・安心の確保を推進するため、電子申請や防災システム等の構築・拡充を図る。

ロ 医療施設

医療需要の増大、高度化に対処するため、本県の2次、3次医療を担う基幹病院となる福井県立病院の再整備（第2期、第3期工事）を進める。さらに、保健医療計画に基づき医療資源の効率的活用を促進するとともに、公的医療機関等の施設整備および救急医療体制の充実を図る。また、本県の優れたがん診断・治療技術を活かすため、陽子線がん治療施設を新たに整備する。

ハ 社会福祉施設

保育所の改築を積極的に推進するとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう児童センター、児童館等の児童福祉施設の整備を推進する。

また、障害者が身近な地域で自立した生活を送れるよう、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の日中活動の場などの整備を計画的に推進する。

さらに、高齢者対策としては、要介護者の増加抑制および重度化防止のため、在宅サービスをより一層充実するとともに、今後は高齢者が増加していくことから、重度の要介護者を受け入れるために必要な介護保険施設等の整備を進める。

9. 環境の保全に関する事項

本区域においては、環境と調和した社会づくりを目標とした長期的視野に立って、計画的に環境の保全を図るものとし、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染および騒音等に係る環境基準等の達成、維持ならびに公害の未然防止を図るため、公害関係法令等に基づく規制および指導の徹底、各種の生活環境施設の整備等公害の防止に関する施策を積極的に推進する。

また、化学物質汚染対策については、排出削減を進めるため、指導の徹底等をはじめ、調査研究体制の整備を推進する。

さらに、環境基本法、福井県環境基本条例、福井県環境基本計画等に基づき、「持続可能な循環型社会」や「資源循環型の社会経済システム」への転換を図っていくため、県民や事業者と一体となって、ごみの減量化、リサイクルの推進、新エネルギーの普及促進、グリーン購入に取り組む県民運動を展開し、環

境保全を推進していく。

イ 大気汚染防止対策については、常時監視体制の強化および排出規制の強化、汚染物質排出量の削減指導等の施策を推進する。

特に、アスベスト対策については、排出等の規制や使用建築物の適正な維持管理の指導などに努め、県民の健康被害の未然防止と不安払拭に取り組む。

ロ 水質汚濁防止対策については、必要に応じ公共用水域の類型指定やその見直しを行うとともに、排水規制および常時監視体制の強化、下水道等の整備、生活排水対策、河川の浄化対策等の施策を総合的に推進する。

特に、湖沼の富栄養化による水質汚濁については、抜本的な水質改善を図るため、発生源対策から湖沼内対策までを含めた湖沼水質保全総合対策を地域住民と一体となって積極的に推進する。

ハ 地下水汚染防止対策については、常時監視体制と、汚染原因者に対する浄化対策の指導の強化を行う。

ニ 騒音、振動および悪臭防止対策については、規制および指導の徹底を図る。また、自動車騒音状況の常時監視体制の強化を行う。

ホ 自動車交通対策については、自動車から排出される大気汚染物質の監視測定を行い、監視の強化を図るとともに、低公害車の導入やアイドリングストップ運動を推進する。また、道路とその周辺の土地利用との調和に配慮し、道路ネットワークの整備による交通流の分散、必要に応じ環境施設帯の設置、遮音壁の設置等の施策を総合的に講じる。

ヘ 地盤沈下防止対策については、地下水揚水量の増加を抑制するため、代替水源の確保を行うとともに、特に地盤沈下が認められた地域において地下水の採取の規制および指導の徹底、常時監視体制の強化および地下水利用の合理化等の対策を推進する。また、必要に応じ、工業用水道による代替水の確保を図る。

ト 環境汚染の測定、公害の防止に関する調査研究を充実し、環境監視体制を強化する。特に、敦賀市の民間最終処分場施設については、生活環境に影響を及ぼさないよう抜本的な対策を進めるため、調査・検討を実施しており、できる限り早期に特別措置法の適用を受けるよう取り組んでいく。

チ 化学物質汚染防止対策については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、規制対象施設の届出の徹底や、指導の強化を図るとともに常時監視に努める。また、ダイオキシン類および環境ホルモンの調査研究施設および研究体制の整備を推進する。

リ 公害の防止と自然環境の保全を図るとともに、潤いとやすらぎのある生活空間が形成され、人と自然とのふれあいが確保させるよう、清らかな水辺

環境の形成、豊かな緑の創出、快適な都市環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成を図る。

ヌ 新エネルギーの導入や省エネルギーの推進などを始めとする資源・エネルギーの面での循環・効率化を進め、また、温室効果ガスの削減を図るなど、環境への負荷をできる限り少なくするとともに、県民における取組みを促進するため、住民への環境教育、環境学習の推進を図ることにより、循環を基調とした地域づくりや地球環境保全への取組みを進める。また、県民の地球温暖化防止に対する取組みを推進するため、地球温暖化対策地域推進計画の周知と削減目標の達成に努める。

ル 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある開発事業の実施に当たっては、環境汚染を未然に防止するため、必要に応じ、事前にその環境に及ぼす影響について調査、予測および評価を行い、その結果に応じて地域の環境に配慮した適切な保全対策を講じるなど環境影響評価の推進に努める。

オ 内水面漁場環境や生態系の保全を図るため、外来魚の駆除活動を進める。

10. 防災対策等に関する事項

本区域は、山地が多く、河川の周辺地域に人口の多くが集中し、災害時には大きな被害をもたらす危険性があるほか、海岸部では、冬季風浪等による海岸浸食の被害が依然として多く発生している。

加えて、昭和 23 年に発生した福井地震や平成 16 年 7 月福井豪雨など大きな災害を経験してきていることから、福井県地域防災計画等に基づき防災対策の充実に努めている。

本県では、過去に拉致問題や不審船事件が発生し、また県内には 15 基の原子力発電所が集中立地することから、有事やテロに対する県民の関心も高く、全国に先駆けて福井県国民保護計画を策定するとともに、国民保護法に基づく実動訓練を実施した。

今後、大規模災害や有事・テロに備え、安全で安心な県民生活の実現を総合的かつ計画的に推進する。

(1) 震災対策に関する事項

イ 避難場所等としての機能を有する都市公園等の整備、緊急輸送道路等被災時の代替機能を考慮した計画的な道路の整備、ライフラインおよび防災上重要な病院、学校等の耐震性の強化等により都市防災を総合的に推進し、

地震に強いまちづくりを図る。

- ロ 高齢者、障害者に配慮したまちづくり、社会福祉施設等の耐震性の強化等災害時要援護者に配慮した震災対策を推進する。
- ハ 防災活動の拠点となる庁舎の耐震性の強化、防災センター機能の充実強化、広域的防災拠点となる地域防災基地の整備等を推進するとともに、情報通信手段・経路の多様化を図り、緊急事態管理体制を確立する。

(2) 風水害対策に関する事項

- イ 山地災害、林野火災等の情報収集を行い、森林を適正に保全することにより、災害に強い地域づくりを推進する。
- ロ 山地災害危険地区における予防対策を実施し、安全の確保を図るとともに、森林が災害防止の機能を十分発揮できるよう、荒廃した山地や荒廃しつつある山地の復旧整備を図る。
- ハ 地すべり防止指定区域内において予防対策を実施し、農地等の災害を未然に防止するとともに、安全の確保を図る。
- ニ 湛水の防除やため池等の整備、中山間地の農地防災等により大雨等による農地等の災害の未然防止を図る。
- ホ 総合的な土砂災害対策を講じて安全で安心な県土づくりを推進するとともに、施設の維持管理に努める。
- ヘ がけ崩れ等の危険から住民の安全を確保するため、災害危険区域等にある既存の不適合住宅の移転を促進する。
- ト 洪水時の被害を軽減するため、ダム建設を推進する。
- チ 災害発生時の著しい河川や県民生活上特に重要な河川などについて、重点整備区域を設定し、効率的な改修を図る。特に、平成16年7月福井豪雨で被災した足羽川（福井市街地区間）については、平成20年度までに集中的に河川激甚災害対策特別緊急事業により再度災害防止を図る。
- リ ポンプ場、護岸等の工作物の適正な維持管理に努めるとともに、良好な河川環境の保全を図る。
- ヌ 波浪等により重大な被害が発生するおそれのある海岸について、越波・浸食等を防止する施設の整備を推進する。
- ル 護岸、人工リーフ等の施設を設置し、県土保全および海岸域の住民の生命、財産の安全確保を推進する。

(3) 雪害対策に関する事項

雪を考慮した体系的な道路の整備を推進するとともに、融雪工、流雪溝の計画的整備、耐雪住宅の建設促進、公園等の公共オープンスペースの

効利用、雪崩危険箇所において雪崩防止施設および警戒避難体制の整備を図る。

(4) 国民保護に関する事項

国民保護法に基づく実動訓練で得られた成果を福井県国民保護計画に反映し、より実効性あるものにするとともに、市町村が地域の特性を活かした国民保護計画を作成できるよう積極的に支援していく。

また、国民保護に関する県民の意識の高揚を図るため、継続的な普及活動を行う。

さらに、隣接する府県との連携を強化し、県域を越えた避難や救援活動など広域的な体制を整備する。